



お知らせ

記者発表資料 | 平成29年2月20日

- 同時発表先：合同庁舎記者クラブ、鳥取県政記者会、島根県政記者会、岡山県政記者クラブ
 広島県政記者クラブ、山口県政記者会、山口県政記者クラブ、山口県政滝町記者クラブ
 中国地方建設記者クラブ

指名停止措置について

中国地方整備局は、独占禁止法違反行為を行った下記業者について指名停止の措置を行いました。

1. 指名停止措置業者名及び住所

- | | |
|---------------|--------------------|
| ① 株式会社富士通ゼネラル | 神奈川県川崎市高津区末長3-3-17 |
| ② 日本電気株式会社 | 東京都港区芝5-7-1 |
| ③ 沖電気工業株式会社 | 東京都港区虎ノ門1-7-12 |
| ④ 日本無線株式会社 | 東京都中野区中野4-10-1 |
| ⑤ 株式会社日立国際電気 | 東京都港区西新橋2-15-12 |

2. 指名停止措置期間

- | | | | | |
|----|------------|---|------------|-------|
| ① | 平成29年2月20日 | ～ | 平成29年6月19日 | (4ヵ月) |
| ②③ | 平成29年2月20日 | ～ | 平成29年4月19日 | (2ヵ月) |
| ④⑤ | 平成29年2月20日 | ～ | 平成29年3月19日 | (1ヵ月) |

3. 指名停止措置の範囲

中国地方整備局管内

4. 事実の概要

公正取引委員会は、全国の市町村等が発注する、消防救急デジタル無線機器の納入に関して、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、平成29年2月2日、上記業者に対して同法第7条第2項に基づく排除措置命令及び同法第7条の2第1項に基づく課徴金納付命令を行った。

5. 指名停止措置理由

当該事実は、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第5号（独占禁止法違反行為）に該当し、これを準用する「地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名停止等の取扱いについて」及び「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」に該当するため、指名停止措置を講ずるものである。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

措置要件	期間
(独占禁止法違反行為) 第5号 中国地方整備局が所管する区域において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。 (次号及び第12号に掲げる場合を除く)	当該認定をした日から 2ヵ月以上9ヵ月以内

<問い合わせ先>

中国地方整備局

082-221-9231 (代表番号 [9:15~18:00])

082-511-6064 (夜間直通 [18:00~19:00])

総務部 契約課長

むろ た こう じ
室田 浩 司 (内線2511)

◎ 総務部 契約課長補佐

さ とう ひろ かず
佐藤 博 和 (内線2514)

(港湾空港部)

082-511-3900 (代表番号 [9:15~18:00])

契約管理官

さ の とも のり
佐野 友 紀 (内線130)

◎ 総務部 経理調達課長補佐

むく はら まさ てる
棕原 正 輝 (内線132)



国土交通省
中国地方整備局

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
Chugoku Regional Development Bureau

【広報担当窓口】

広報広聴対策官	さかやまさゆき 坂屋政之	(内線 2 1 1 7)
企画部 環境調整官	まつもと はるお 松本 治男	(内線 3 1 1 4)